# 南房総市社会体育施設及び学校体育施設の再開に向けた 感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月12日更新 令和2年8月 7日改定 教育委員会生涯学習課

本ガイドラインは、新型コロナウィルス感染拡大予防と体育施設再開の両立を進めるため、スポーツ庁が示した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を踏まえ、本市としての基本的な考え方や留意事項などを定めるものです。

## 1. 再開に向けた基本的な考え方

新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、3つの「密」を避けることを基本的な対策とし、「新しい生活様式」の定着等、これまでのやり方を変えることが求められています。

各体育施設の利用にあたっては、本ガイドラインを遵守することを条件にご予約・ ご利用をお願い致します。

利用者の代表者は、責任を持って、本ガイドラインを遵守するよう利用者全員にご 指導していただくとともに、利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組み、 感染リスクを高めないよう努力をお願いいたします。

#### 2. 対象施設

南房総市が貸出しをしている、社会体育施設及び学校体育施設

#### 3. 利用者の留意事項

(1) 検温について

利用前に利用団体が責任を持って検温を実施することとします。

- (2) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。
- ①体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (3) 利用者の代表者は、事前に配布する感染症対策チェックリスト及び施設利用者名簿 に責任を持って記入いただき利用後に提出してください。
  - ①定期利用団体はチェックリストのみ記入いただき、当日の参加者の情報を取りまと めて保存してください。
  - ②定期利用団体以外の個人及び団体は、施設利用者名簿の記入をお願いします。なお、 利用者の住所・電話番号を管理している場合は氏名のみ記入してください。

(団体の名簿添付でも可です)

- ※提出された感染防止対策チェックリスト及び施設利用者名簿は新型コロナウィルス感染症拡大防止のために利用することとし、その他の利用目的のために利用することはありません。利用日より2か月を過ぎたら廃棄します。
- ①代表者: 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)

代表者以外利用者名簿:氏名、住所、連絡先(電話番号)

- ②利用前2週間における以下の事項の有無
  - ア 平熱を超える発熱
  - イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
  - ウ だるさ (倦怠 (けんたい) 感)、息苦しさ (呼吸困難)
  - エ 臭覚や味覚の異常
  - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
  - カ 新型コロナウィルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
  - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、 地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (4) 利用時の留意事項
  - ①マスクを利用者全員が持参すること。(受付時やスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
  - ②こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください。
  - ③更衣室・シャワールームは、当面利用禁止とするため、運動・スポーツができる服装で来館・来場ください。
  - ④運動・スポーツをしていない間や、競技者以外の人は、周囲の人の距離(できるだけ2m以上)を確保してください。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)
  - ⑤運動・スポーツを行う際も、できるだけ「ソーシャルディスタンス」を確保してく ださい。
  - ⑥運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないでください。
  - ⑦運動・スポーツ中に、大声を出さないでください。
  - ⑧利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。
  - ⑨会話は最低限とし、集団を作らないでください。
  - ⑩常時換気可能な競技は、利用中は窓を開放し換気をしてください。常時換気が難しい場合は、30分おきに5分程度換気をしてください。
  - ①利用後は、施設に設置してある除菌剤で、使用した体育器具、ドアノブ、スイッチ類、テーブル、イス、トイレ等の除菌を行ってください。
  - ②感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従ってください。
  - ③利用終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、市に対して 速やかに濃厚接触者の有無等につて報告してください。

※利用時の留意事項は、応援者等にも準用します。

## 4. イベントや大会等の実施について

主催者には、県が定めた「新型コロナウィルス等対策特別措置法に基づく協力要請について」及び(公財)日本スポーツ協会が定めた「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた上で、開催の判断が求められます。

最終的な実施の可否については市と事前協議を行い、開催内容によっては市から主催者に対して中止要請を行うことがあります。

## 5. 施設の利用停止

以下の事項が発生した場合、施設の利用停止を行うことがあります。

- (1) 施設利用者の中から新型コロナウィルスの感染者等が発生した場合、保健所等の指導に基づいて消毒を実施するため。
- (2) 国から緊急事態宣言が発令され、千葉県がその対象となった場合。
- (3) 南房総市内や近隣市町から新型コロナウィルスの感染者等が発生した場合。
- (4) 小中学校・子ども園内から新型コロナウィルスの感染者等が発生した場合、学校体育施設内を保健所等の指導に基づいて消毒を実施するため。
- (5) 上記以外の理由により体育施設、施設利用者及び施設近隣住民への影響が懸念される場合。

### 6. その他

スポーツ関係団体による各競技別のガイドライン等が整備された場合には、そのガイドラインも遵守し利用してもらうこととします。

なお、本ガイドラインは、今後必要に応じて、適宜見直しを行います。